

令和 4・5・6 年 度

岩手中部水道企業団競争入札参加資格審査提出要領
(申 請 書 作 成 手 引 き)

建設関連業務（新規登録）

岩 手 中 部 水 道 企 業 団

はじめに

令和4・5・6年度において岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設関連業務の競争入札に参加を希望する方は、岩手中部水道企業団競争入札参加資格審査申請書及び必要書類（以下「申請書」という。）を提出してください。

申請書の記載にあたり、理解しにくい事項を中心に整理しましたので参考にしてください。

1 競争入札参加資格基準について

（1） 資格要件

競争入札に参加する方に必要な資格は、次のとおりです。

- ① 営業又は事業に関し法令上許可、登録等を必要とする業種にあってはこれを受けていること
- ② 令和4年1月31日現在において、営業又は事業年数が1年以上あること
- ③ 令和4年1月31日の直前2営業又は2事業年度において、競争入札に参加を希望する建設関連業務についての履行実績を有すること

（2） 欠格要件

次のいずれかに該当する方は、資格審査を受けることができません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人等）及び破産者で復権を得ない者
- ② 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- ③ 申請書の重要な事項に虚偽の記載や記載をしなかった者
- ④ 市・町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を現に受けている者
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ⑦ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出を行っていない者

2 申請手続きについて

（1） 受付期間

令和4年2月1日（火）から令和4年2月28日（月）まで

記入内容の不備等により再提出する場合を含め、受付期間を過ぎた申請は受理できませんので、ご注意ください。

（2） 提出方法

発送と受領が記録される方法（一般書留、簡易書留、特定記録郵便など）により提出してください。これら以外の方法で発送し、不着事故が生じても、当企業団は責任を負いません。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、持参での受付は行いません。

【提出先】

岩手中部水道企業団総務課契約管理係

〒025-0004 岩手県花巻市葛第3地割183番地1

TEL：0198-41-5315 FAX：0198-26-3307

(3) 提出部数

申請書は、次項提出書類の番号順に揃え、クリップ留めで1部提出してください。なお、申請内容について問い合わせる場合がありますので、必ず申請書の控えを保存しておいてください。

(4) 提出書類

- ① 申請書の記入事項は、令和4年1月31日現在の状況で記入してください。
 - ② 証明書については、発行日が申請書提出日の直前3か月以内のものを有効とし、写しや他様式で提出可能なものは両面印刷を推奨します。
- ※各様式における企業団圏域内とは、北上市、花巻市及び紫波町の地域を指します。

番号	書類の名称	○:必須 △:該当者	注意事項
1	岩手中部水道企業団競争入札 参加資格審査申請書	○	・様式第1号（他様式不可）
2	参加希望業種調書	○	・様式第2号（他様式不可）
3	使用印鑑届・委任状	○	・様式第3号又は任意の様式
4	印鑑証明書	○	写しでも可
5	登記事項証明書 （身分証明書）	○	写しでも可
6	営業所一覧表	△	・様式第4号又は任意の様式 ※岩手県内に営業所等を有する方のみ提出
7	納税証明書	○	写しでも可 ※新型コロナウイルス感染症による特例措置有り
8	暴力団、暴力団員又はこれらの 者と密接な関係を有する者に該 当しない旨の誓約書	○	・様式第5号（他様式不可）
9	雇用保険、健康保険及び厚生年 金保険の加入を確認する 書類	○	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務 がない方は様式第6号（他様式不可）を提出
10	資本関係・人的関係に関する届 出書	○	・様式第7号（他様式不可）
11	業務経歴書	○	・様式第8号又は任意の様式

12	技術者経歴書	○	・様式第9号又は任意の様式
13	営業に関し法令上必要な登録証明書 の写し	△	
14	財務諸表	○	
15	受理証発送用封筒	○	宛名記入済、84円切手貼付済のもの ※受理証の発送に使用するもの。はがき不可。

3 申請書作成時の注意事項

- (1) 申請書の重要な事項に虚偽の記載や記載しなかったことが明らかになった場合は、入札参加資格者台帳（以下「資格者台帳」という。）に登録しませんので、注意してください。
- (2) 申請書の様式は、必ず最新の様式を使用し、日付は必ず記載してください。

4 申請書類について

番号1 岩手中部水道企業団競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- (1) 「申請者」欄の代表者職・氏名には、法人の場合、職名も必ず記入してください。
- (2) 年間委任しない場合、入札等の通知先は本店とします。連絡先のみの登録はできません。
- (3) 「この申請に関する問い合わせ先」欄には、この申請書を実際に記入した方又は申請書の内容を熟知しており、問い合わせに対応できる方を記入してください。なお、行政書士等が作成した場合は、その方の氏名及び連絡先を記入してください。

番号2 参加希望業種調書（様式第2号）

参加を希望する業種の希望欄に○を記入し、該当のある資格区分に資格者数を記入してください。なお、有資格者がいない業種や、一括下請負させなければ履行できない業種を希望することはできません。

番号3 使用印鑑届・委任状（様式第3号又は任意の様式）

当企業団の様式は使用印鑑届と委任状が一つになっており、競争入札、契約行為及び代金の請求について、後述有効期間を通じて委任する場合は様式の下段に、委任しない場合は上段に記入、押印したものを提出してください。

番号4 印鑑証明書

- (1) 申請書に押印する実印の証明書は、法人の場合は本店の所在地を管轄する法務局が、個人事業主の場合は住所地の市町村が発行するものを提出してください。
- (2) 写しを添付する場合は拡大や縮小をしないでください。

番号5 登記事項証明書（身分証明書）

法人の場合は、本店の所在地を管轄する法務局が発行する現在事項全部証明書、個人事業主の場合は、本籍地の市町村で発行する身分証明書を提出してください。なお、写しの提出でも構いません。

番号6 営業所一覧表（様式第4号又は任意の様式）**【岩手県内に営業所等を有する方のみ提出】**

台帳区分の確認に必要となりますので、岩手県内の営業所等を記入してください。

番号7 納税証明書

- (1) 国税については、未納の税額がないことの証明書（その3の2又はその3の3）又は新型コロナウイルス感染症の影響により納税猶予（特例猶予）の適用を受けた事業者については、猶予の許可が確認できる通知書の写しを提出してください。
- (2) 市・町税については、企業団圏域内に本店又は営業所等を有し、納めたものが対象となります。直前1年分又は直前1事業年度分を対象とした納税証明書又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予（特例猶予）の適用を受けた事業者については、猶予の許可が確認できる通知書の写しを提出してください。
- (3) 事務所開設から日数が経過していないため、法人市・町民税等の納税実績がない場合は「法人の設立・変更等の申告書」の写しを提出してください。

税目（国税様式名）		法人	個人事業主
国 税	法人税（その3の3）	○	—
	消費税（その3の3）	○	—
	所得税（その3の2）	—	○
	消費税（その3の2）	—	○
市 ・ 町 税	法人市・町民税	○	—
	固定資産税	○	○
	軽自動車税	○	○
	市・町県民税	—	○
	国民健康保険税	—	○

番号8 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書（様式第5号）

- (1) 欠格要件に該当しないことを確認するため、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約していただきます。
- (2) 該当の有無を確認するため、追加資料の提出を求める場合があります。
- (3) 該当の有無を確認するため、本誓約書及び申請書その他企業団に提出した書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部に提供する場合がありますので、了解のうえ申請してください。
- (4) 岩手県警察本部への照会の結果、該当することが判明した場合は資格者台帳に登載しません。

番号9 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況を確認するため、下記の書類を提出してください。
 なお、領収書については、日本年金機構の年金事務所等の「口座振替通知書」又は「納入証明書」など、払込状況を確認できるその他の書類をもって代えることができます。

- (1) 雇用保険の加入関係書類
 - ① 加入義務がある場合
労働（雇用）保険の保険料申告書の写し
※労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の保険料納入通知書の写しを提出してください。
 - ② 加入義務がない場合
雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書（様式第6号）
- (2) 健康保険及び厚生年金保険の加入関係書類
 - ① 加入義務がある場合
日本年金機構年金事務所発行の直近1回分の保険料領収書の写し
※健康保険組合に加入している場合（年金事務所から適用除外の承認を受け、組合国保に加入している場合を含む。）は、健康保険組合の直近1回分の厚生年金保険領収書の写し
 - ② 加入義務がない場合
雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書（様式第6号）
- (3) 最近になって初めて雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入した場合
 - ① 雇用保険
雇用保険適用事業所設置届の事業主控えの写し
 - ② 健康保険及び厚生年金保険
健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控えの写し

【参考：雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入する義務がある場合】

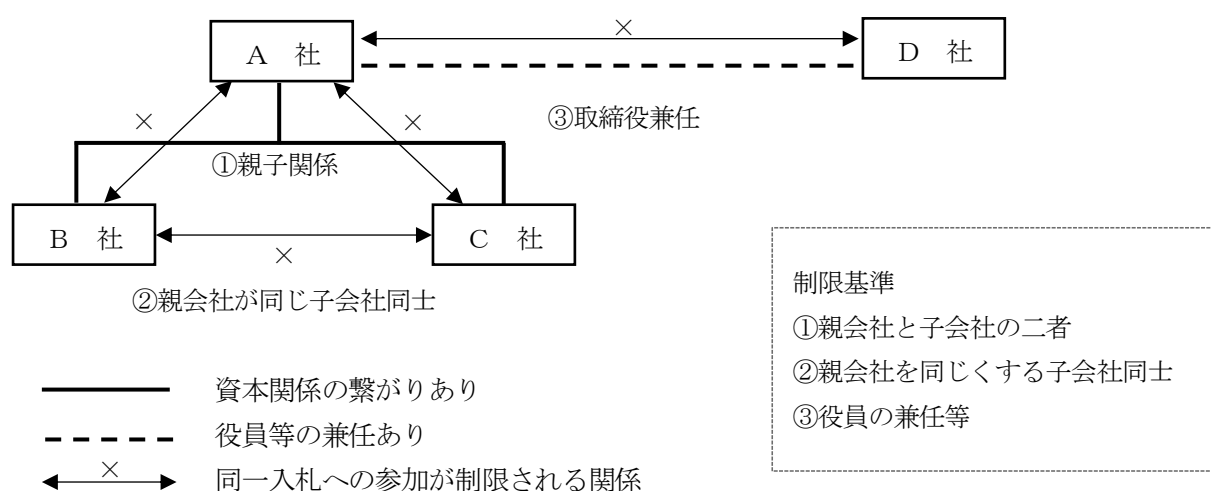
- ① 雇用保険
労働者が1人でも雇用される事業
- ② 健康保険及び厚生年金保険
常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は法人の事業所

番号10 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第7号）

企業団発注の建設関連業務において、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係がある複数の者の同一入札への参加を制限しています。資本関係又は人的関係がない場合でも、「無」を○で囲み、必ず提出してください。なお、同一入札への参加が制限される場合は次のとおりです。

- (1) 資本関係
 - ① 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社。以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (2) 人的関係
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

【参考：同一入札への参加が制限される場合（イメージ図）】



番号 11 業務経歴書（様式第 8 号又は任意の様式）

- (1) 直前 2 年間の主な完了業務及び同期間内に着手した主な未完了業務について、参加を希望する業種ごとに記入してください。必要事項が記載されていれば、各種許可申請及び国・都道府県・他市町村等への入札参加資格審査申請に使用したものでも構いません。
- (2) 会社の規模によりその分量が多くなる場合は、企業団圏域内を営業範囲とする営業所等に属する部分を抜粋し、記入してください。

番号 12 技術者経歴書（様式第 9 号又は任意の様式）

- (1) 技術者の経歴を確認するため、参加を希望する業種ごとに記入してください。
必要事項が記入されていれば、各種許可申請及び国・都道府県・他市町村等への入札参加資格審査申請に使用したものでも構いません。
- (2) 会社の規模によりその分量が多くなる場合は、企業団圏域内を営業範囲とする営業所等に属する部分を抜粋し、提出してください。

番号 13 営業に関し法令上必要な登録証明書の写し

営業又は事業に関し法令上登録等を必要とする業種にあつては、その登録を受けていることを確認するため、それを証明する登録証明書の写しを提出してください。

番号 14 財務諸表

直前 1 営業又は 1 事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書等の写しを提出してください。個人事業主の場合は、確定申告書や現況報告書の写しでも構いません。

番号 15 受理証発送用封筒

受理証の発送をもって申請書の受理、受付が完了されたものとするため、受理証の発送用封筒（宛名記入済のもの）に 84 円切手を貼付したものを提出ください。

※会社独自に申請書の受理、受付を確認するための書類、はがき等の返送を希望する際は、これとは別に準備願います。

5 競争入札参加資格審査について

(1) 資格審査

申請書が提出されると資格審査を行い、資格基準に適合すると認める者を資格者台帳に登載します。

(2) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、令和4年5月下旬に企業団ホームページに掲載します。

(3) 資格者台帳の有効期間

資格者台帳の有効期間は、令和4年6月1日から3会計年度です。ただし、次の資格者台帳が作成されるまでの間は、有効とします。

(4) 資格の喪失及び取消し

① 資格の喪失

資格者が次のいずれかに該当するときは、資格を失います。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当するとき

イ 法令の規定により営業又は事業に関する登録を抹消されたとき

② 資格の取消し

資格者が次のいずれかに該当するときは、資格を取り消されることがあります。

ア 政令第167条の4第2項各号に該当するとき

イ 申請書の事項に虚偽の記載をしたことが明らかとなったとき

6 記載事項の変更について

申請書の提出後、内容に変更が生じた場合は速やかに記載事項変更届を提出してください。なお、提出されない場合は入札参加の際に不利になることがあります。また、登録部門が複数（物品の買入れ・役務の提供と建設工事など）あっても、提出は1部で構いません。

7 その他

様式のファイルにチェックリストを添付していますので、提出前にご活用ください。